

女性相談支援員(旧婦人相談員)の専門性と 労働状況に関する研究

——公共部門における相談支援の実態と課題：全国調査を通して——

発表のポイント

- ◆本調査研究は、旧婦人保護事業三機関(婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員)のうちの一つであり、公的部門の最前線で女性支援を担ってきた「婦人相談員」(現女性相談支援員)の全国実態調査を実施し、その現状と課題を明らかにした初の試みです。
- ◆本調査研究は、全国の「婦人相談員」約 1600 人を対象に 2022 年度～2023 年度に、定量調査、定性調査を用いて、婦人相談員の自治体における位置づけ、専門性、労働状況、職場環境、支援、研修の状況等を検証し、提言を行いました。
- ◆2024 年に施行された女性支援法(注 1)において「婦人相談員」は「女性相談支援員」に改称され、女性支援事業において重要な役割を担うことが期待されています。被支援者に直接支援を行っている「婦人相談員」の専門性の確保及び待遇の改善は、そのまま被支援者への支援の質の向上につながります。「婦人相談員」を総合的に考察した研究はこれまでほとんどなく、「婦人相談員」の専門性と労働の観点から実証的研究を試みた本研究は一定の意義があるといえます。

概要

東京大学多様性包摂共創センターの小川真理子特任准教授らによる研究グループは、「婦人相談員」の専門性と公的相談支援の労働問題を研究主題とし、2022 年度から 2023 年度に実施した全国実態調査を通して、「婦人相談員」の専門性及び労働状況を多角的な視点から検証しました。本調査研究では、全国 1600 人のうち 638 人の「婦人相談員」への定量調査(有効回答率 42%)及び 50 人の婦人相談員の定性調査、ならびに歴史的考察等を通して、「婦人相談員」の自治体における位置づけ、専門性、労働状況、やりがいと困難、スキルや研修、「婦人相談員」に必要な支援、「婦人相談員」による被支援者への支援、職場環境と待遇の実態を明らかにし、政策提言を行いました。

「婦人相談員」に関する学術的な研究の蓄積は少なく、全国規模の調査や研究はほとんど行われてきませんでした。本調査研究は、「婦人相談員」を多角的な視点から検証した初の試みであり、本研究成果は今後の女性支援政策、公的相談支援研究の発展に寄与することが期待されます。

発表内容

2024 年 4 月、女性支援を行うための法制度として、新たに女性支援法が施行されました。女性支援法においては、女性支援を売春防止法の「保護更生」から切り離し、当事者の立場にたった多様な支援を包括的に提供することを目指しています。売春防止法を設置根拠とした「婦人相談員」は、女性支援法のもと「女性相談支援員」に改称されました。なお、本調査を行った 2022 年度当初は、「婦人相談員」の名称であったため、この用語を用いて調査を実施しました。それゆえ、本報告においても「婦人相談員」(以下、「」省略)という名称をそのまま使うこととします。

◆婦人相談員の歴史的考察

売春防止法制定過程における婦人相談員の非常勤規定に関する歴史的考察によると、婦人相談員は婦人保護事業の中核を担う業務と位置付けられていました。にもかかわらず、公務員制度の構造的問題、そして、婦人少年室協助手員、婦人補導員等の先行モデルに追随する形で非常勤職と位置付けられたことが明らかになりました。

◆全国婦人相談員定量調査結果―本調査における婦人相談員の傾向

婦人相談員の質問紙調査結果(単純集計結果)

婦人相談員の基本属性からは、40歳代から60歳代の中老年層の女性が主な担い手であり、約8割が非常勤職で「母子・父子自立支援員」(注2)との兼務が多く、各職場における婦人相談員の数も少数であることが明らかになりました(図1)。婦人相談員の平均勤務年数は約6年、社会福祉主事(注3)の資格を保有している割合が他の資格に比べて多く、次に、社会福祉士、教員の順でした。

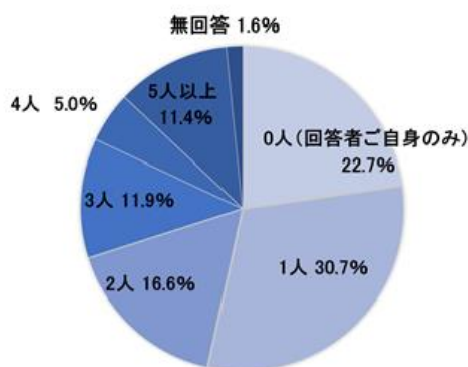


図1 職場における婦人相談員の数(自身を除く)

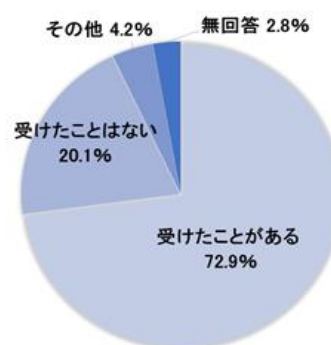


図2 新任研修の受講の有無

婦人相談員として行う業務上の困難を感じる者が複数おり、5割以上が業務による心理的負担を感じていましたが、約9割がやりがいを感じていました。研修への参加状況では、約9割の婦人相談員が公費で国等の実施する研修に勤務時間内に受講している一方で、約2割は新任研修を受講したことがないという結果になりました(図2)。

◆常勤職・非常勤職の婦人相談員の比較

年代別にみると、常勤職は40代と50代が多く、非常勤職では60代が40.2%と圧倒的に多い傾向がありました。大きな違いがみられたのは報酬及び手当であり、常勤職は30万円以上/月が34.3%と最も多く、非常勤職は20万円未満/月が全体の71.6%でした(表1)。

表1 常勤職・非常勤職の報酬(月平均)

	常勤 105人		非常勤533人	
	人数	%	人数	%
16万円未満	8	7.6	191	35.8
16～18万円未満	3	2.9	113	21.2
18～20万円未満	9	8.6	78	14.6
20～22万円未満	8	7.6	51	9.6
22～24万円未満	8	7.6	30	5.6
24～26万円未満	9	8.6	9	1.7
26～28万円未満	8	7.6	5	0.9
28～30万円未満	8	7.6	7	1.3
30万円以上	36	34.3	6	1.1
その他	2	1.9	21	3.9
欠損値	6	5.7	22	4.1

表2 やりがい、満足度、心身の不調に影響する要因

独立変数	従属変数		やりがい (問26)		満足度 (問27)		心身の影響 (問29)	
	t値	p値	t値	p値	t値	p値	t値	p値
問28-1: 業務量が多い	5.564	< 0.001	4.977	< 0.001	4.663	< 0.001		
問28-2: 業務内容が組織で理解されていない	-3.188	0.002	-3.36	< 0.001	0.742	0.459		
問28-4: クライアントとの関係性が難しい	-3.552	< 0.001	-2.847	0.005	1.833	0.067		
問28-6: 社会資源の不足	2.106	0.036	1.263	0.207	-0.700	0.484		
問28-7: 加害者との対応が難しい	0.134	0.002	2.474	0.014	-0.727	0.468		
問28-8: 心理的負担	-2.047	0.041	-2.643	0.008	6.905	< 0.001		
問28-10: 過重な責任	-0.302	0.763	-0.961	0.337	3.207	0.001		
問28-12: 支援に必要な権限が不足している	-1.544	0.123	-2.041	0.042	-0.387	0.699		
問16: 報酬	1.674	0.095	1.861	0.063	2.786	0.006		

質問紙調査結果の一部を重回帰分析で検証したところ、婦人相談員の担当業務の負荷や心理的負担が、やりがい、満足度、心身の不調すべてに影響していることが確認されました(表2)。

◆女性相談支援員(旧婦人相談員)の課題と提言

本調査研究からは、日々専門的知識の習得に努め、熱意ややりがいを持って被支援者に接している婦人相談員の姿が看守されました。他方、会計年度任用職員制度による雇用の不安定化が進むとともに、職場では、人間関係、孤立等過酷な労働状況に直面していることが明らかになりました。

女性支援法の運用にあたり、女性相談支援員がその専門性を確保し、労働状況を改善するために、女性相談支援員の「任用資格化」及び「スーパービジョンの制度化」、「職場の上司にあたる管理職への研修の制度化」等の政策提言を行いました。本研究で得た知見は、女性相談支援員が着実に社会に根付いていくために、また福祉社会分野、女性支援政策における学術研究の発展に向けて一定の貢献をしているといえます。

発表者・研究者、研究グループ情報

東京大学

小川 真理子(特任准教授)〈多様性包摂共創センター〉

福島学院大学

安部 郁子(教授)

研究当時:福島大学 特任教授

宇都宮大学

川面 充子 (特任助教)〈DE & I 推進センター〉

城西国際大学

堀 千鶴子 (教授)〈福祉総合学部〉

茨城女子短期大学

小口 恵巳子 (教授)

酪農学園大学

須賀 朋子 (教授)〈農食環境学群〉

上記を含む婦人相談員研究会メンバー

公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会 相談センター横浜

日下田 恵里(固有職員)

研究当時:栃木県下野市役所(婦人相談員)

認定 NPO 法人ウイメンズハウスとちぎ(相談員)

認定 NPO 法人ウイメンズハウスとちぎ

小平 悦子(理事)

認定 NPO 法人ウイメンズハウスとちぎ

中村 明美(顧問)

栃木県小山市役所

大貫 雅代 (女性相談支援員)

世田谷区立男女共同参画センター

柴田美代子(専門職員)

研究当時:東京ウイメンズプラザ事業推進担当(主任専門員)

NPO 法人男女平等参画推進みなと(GEM)(理事長)

論文情報

雑誌名: 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)(一般)「婦人相談員の専門性と公的相談支援の労働問題に関する研究」

題 名: 女性相談支援員(旧婦人相談員)の専門性と公的相談支援の労働問題」研究報告書

著者名: 小川真理子, 安部郁子, 川面充子, 小口恵巳子, 須賀朋子, 堀千鶴子, 大貫雅代, 小平悦子, 柴田美代子, 中村明美, 日下田恵里

研究助成

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)(一般)「婦人相談員の専門性と公的相談支援の労働問題に関する研究」(課題番号 21H03728 令和3年度～令和5年度)の助成により実施されました。

用語解説

- (注1) 女性支援法: 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(2022 年成立)
- (注2) 母子・父子自立支援員: 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事等が委嘱し、ひとり親家庭等において児童を扶養する者の相談にのり自立を支援する役割を担う。
- (注3) 社会福祉主事: 社会福祉法第 18 条および第 19 条において、その資格が定義づけられている任用資格。任用資格とは公務員が特定の業務に任用されるときに必要なとなる資格。福祉事務所等において社会福祉各法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務に携わるケースワーカーとして従事。

問合せ先

〈研究に関する問合せ〉

東京大学多様性包摂共創センター

特任准教授 小川 真理子

Tel: 080-7201-8535

E-mail: ogawamariko@g.ecc.u-tokyo.ac.jp

〈報道に関する問合せ〉

東京大学多様性包摂共創センター

特任准教授 小川 真理子

E-mail: ogawamariko@g.ecc.u-tokyo.ac.jp